

# 横浜市公文書公開審査会答申

( 答申第 1 5 2 号 )

平成 1 2 年 5 月 1 7 日

横公審答申第152号

平成12年5月17日

横浜市教育委員会 様

横浜市公文書公開審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市公文書の公開等に関する条例第15条の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成11年8月31日教教人第542号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

事件・事故報告書（平成11年2月16日）の非公開決定に対する異議申立て  
についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「事件・事故報告書（平成11年2月16日）」のうち、別表に示す部分を非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「事件・事故報告書（平成11年2月16日）」（以下「本件報告書」という。）の公開請求に対して、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成11年8月2日付で行った非公開決定の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非公開理由説明要旨

本件異議申立てに係る公開請求の対象公文書となった本件報告書は、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「条例」という。）第9条第1項第1号及び第6号に該当するため非公開としたものであり、その理由は、概ね次のように要約される。

## (1) 条例第9条第1項第1号の該当性について

本件報告書は、事件を起こした職員の所属校名、氏名、職名、性別等及び事件事故被害者の所属校名、氏名、性別、住所等が記されており、「個人に関する情報」であって、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当することは明らかである。

## (2) 条例第9条第1項第6号の該当性について

本件報告書は、職員のわいせつ事件（以下「本件事件」という。）の報告に係る文書であるが、事件の被害者を含む関係者からの事情聴取の内容について詳細な記述がなされている。したがって、当該事件の性質上、体罰事件や交通事故等が事件の内容やその経緯等を一部明らかにしていることとは異なり、公開することにより「関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの」であり、今後の「当該事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるもの」とであると判断したものである。

## 4 異議申立人の非公開決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が主張している本件報告書の非公開決定に対する意見は、概ね次のようなものである。

- (1) 本件非公開情報のうち真のプライバシー情報を除いた部分は条例第9条第1項第1号及び第6号に該当しない。
- (2) 本件事件のような、「個人識別」や「プライバシーの保護」を非公開の理由とする処分については、その判断も恣意的であり、説得性はない。プライバシーを不当に侵害しない限り、事故を起こした原因や適切な措置に至る過程を知る手がかりになる情報は、すべて公開すべきである。公開しなければ、教育行政への信頼は得られず、また市民は類似事件の再発防止策の充実を訴えることもできない。
- (3) 「関係当事者間の信頼関係・・・」とあるが、事件の当事者間には対立関係こそあれ信頼関係など存在しない。もし「信頼関係」のもとに公開しないことを前提に事情聴取し、作成された文書であるならば、調査方法には取引性が明らかであり、懲戒処分制度の運用は信頼できず、公正でないものになる。

## 5 審査会の判断

### (1) 事件・事故報告書について

横浜市立学校の管理運営に関する規則（昭和59年4月横浜市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第32条は、「校長は、児童、生徒又は職員に関し、重要と認める事故が発生した場合は、その事情を直ちに教育長に連絡するとともに、速やかに文書をもって報告しなければならない。」と規定している。

### (2) 本件報告書について

ア 本件報告書は、規則第32条に基づき、本件事件の報告の際に事件が発生した学校長から教育長あてに作成された文書であり、事件事故が発生した学校名・校長名・電話番号が記載され、内容は「1 事件事故名」「2 発生日時」「3 発生場所」「4 - 1 関係職員」「4 - 2 関係生徒」「5 事件事故の概要」の項目からなる。

「1 事件事故名」には、被害者の所属・人数等及び事件事故の内容が簡潔に記載されている。「2 発生日時」「3 発生場所」については、詳しくは「5 事件事故の概要」に記述する旨が記載されている。「4 - 1 関係職員」には、職員の氏名・性別・担当クラス・担当教科等が記載されている。「4 - 2 関係生徒」には、被害者の学年組・性別・生年月日・氏名・住所・電話番号・保護者名が記載されている。「5 事件事故の概要」には、かっこ書で簡潔な報告内容が記載され、以下関係者の氏名・被害者等の関係者からの事情聴取の内容・職員への対応等が、時間の経過とともに記載されている。

イ 実施機関は、本件報告書のうち、事件被害者の所属校名・氏名・性別・生年月日・

住所・電話番号・保護者名等，事件を起こした職員の所属校名・職名・氏名・性別等について，条例第9条第1項第1号に該当するとして非公開としている。

また，事件被害者を含む関係者からの事情聴取の内容等が記載されていることから，本件事件の性質上，公開することにより関係当事者間の信頼関係が損なわれ，また今後の当該事務事業の執行に支障をきたすとして，条例第9条第1項第6号に該当するとしている。

(3) 条例第9条第1項第1号の該当性について

ア 条例第9条第1項第1号本文では，「個人に関する情報・・・であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るもの」については公開しないことができるとしている。

イ 本件報告書のうち，「1 事件事故名」から「4 - 2 関係生徒」については，「1 事件事故名」に記載された被害者の所属・人数等，「4 - 1 関係職員」に記載された職員の氏名・担当クラス・担当教科等，「4 - 2 関係生徒」に記載された被害者の学年組・性別・生年月日・氏名・住所・電話番号・保護者名については，それぞれ個人に関する情報であることは明らかであり，公開することにより当該個人を識別し得ることから本号に該当すると認められるが，その他の部分については，本号本文に該当しない。事件事故が発生した学校名・校長名・電話番号は，被害者の氏名等が非公開とされたとしても，なお，それから被害者が識別される可能性があるため本号本文に該当する。

「5 事件事故の概要」については，関係者の氏名・所属等は，個人に関する情報であることは明らかである。また，かっこ書以下の発言内容・事情聴取内容等の発言者の心情に係る記述の部分についても，それ自体個人に関する情報であるとともに，氏名等が非公開にされているとはいえ，事件発生当時，関係者間に一定の相互に関連性が生じているような状況においては，なお，発言内容それ自体によって発言者個人が識別される可能性がある。

したがって，被害者の氏名・所属等及び発言内容等の発言者の心情に係る部分は，本号本文に該当するが，それを除いた部分は，本号本文に該当しない。

ウ 条例第9条第1項第1号かっこ書では，「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により行われた許可，免許，届出その他これらに相当する行為に際して作成し，又は取得した情報であって，公開することが公益上特に必要と認められるもの」は，公開しないことができる個人情報から除かれている。

本件報告書は、法令等に基づき行われた許可等に際して作成された文書ではなく、また、記載されている個人情報、公開することが公益上必要であるとも認められない。したがって、本件報告書に記載されている個人情報は、本号かつこ書に該当しない。

(4) 条例第9条第1項第6号の該当性について

ア 条例第9条第1項第6号では、「市・・・が行う・・・職員の身分取扱いその他の事務事業に関する情報であって、公開することにより、・・・関係当事者間の信頼関係が損なわれると認められるもの又は当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められもの」は、公開しないことができるとしている。

イ 事件・事故報告書の記載内容については、事件の原因を究明し、今後の事件事故の発生防止に役立てること、また、当該事件を起こした者に対する処分についての判断資料となるものでもあることから、事実について正確に記載されることが求められている。

ウ このため、報告書の作成の際には、関係者のプライバシー保護を前提として事情聴取への協力を求めた事情が認められる。こうしてまとめられた事件発生の状況等を示す記載内容には、単なる事実のみならず、事実や人間関係に関する発言者の心情的な内容を含む表現が混在することは避け難いことである。これを公開した場合には、関係当事者間の信頼関係を損なう事態が生じる可能性は否定できず、今後同種の事件の際に、被害者等からの事情聴取に協力が得られないおそれがある。

したがって、「5 事件事故の概要」に記載されている発言内容・事情聴取内容については、発言者の心情に係る記述に限らず、本号に該当すると認められる。

(5) 結論

以上のとおり、本件報告書のうち別表に示す部分を条例第9条第1項第1号及び第6号に該当するとして非公開とした決定は妥当であるが、その余の部分は公開すべきである。

なお、本件報告書に係る非公開決定通知書に記載されている理由は、横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第8条の規定の趣旨に照らすと、具体性に欠けているものとする。条例第7条第4項は、決定に当たっての実施機関の合理的判断を担保するとともに、請求者に不服申立て又は訴えの提起の便宜を与える趣旨と解すべきである。そうすると、今後、実施機関においては、非公開理由の

記載に当たって、非公開とした文書の内容を明らかにし、非公開の根拠となる条項及びその適用する理由を明示すべきである。

## 別 表

条例第9条第1項第1号及び第6号に該当するとして、公開しないことが妥当と判断した部分

該当ページ，該当項目・欄		該 当 個 所
1 ページ	事件・事故が発生した校名・校長名・電話	校 名：4文字目から7文字目まで 校長名：3文字目から5文字目まで 電 話：3文字目から15文字目まで 校長印
	1 事件・事故名	1行目9文字目から14文字目まで，18文字目及び19文字目まで，30文字目から35文字目まで
	4 - 1 関係職員	1行目8文字目から10文字目まで（9文字目及び10文字目に記されたふりがな4文字を含む。） 2行目1文字目，3文字目，7文字目及び8文字目，11文字目から16文字目まで
	4 - 2 関係生徒	1行目10文字目から23文字目まで 表中の「学年組，性別，生年月日，氏名，住所，電話，保護者名」以外の部分
1 ページから 5 ページまで	5 事件事故の概要	1行目11文字目から15文字目まで，19文字目から27文字目まで，34文字目及び35文字目 2行目1文字目及び2文字目 4行目から8行目まで 2ページから5ページまで全部

（注） 文字数について

1行に記録された文字を，左詰めにして数えるものとする。句読点は，それぞれ1文字とし，かっこ類については，くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年 8 月31日	・ 諮問書受理
平成11年10月 1 日	・ 実施機関から，非公開理由説明書を受理
平成12年 1 月28日 (第217回審査会)	・ 諮問の説明
平成12年 2 月 4 日 (第218回審査会)	・ 審議
平成12年 3 月10日 (第220回審査会)	・ 審議
平成12年 3 月24日 (第221回審査会)	・ 審議
平成12年 4 月14日 (第222回審査会)	・ 審議
平成12年 4 月28日 (第223回審査会)	・ 審議